

付 議 第 9 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を 改正する規則議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成 19 年高知県教育委員会規則第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項及び第5項並びに第9条中「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する
規則議案説明

1 改正の目的及び理由

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく県教育委員会の権限に属する事務のうち、該当市町村が処理することとされている奨学金の貸与申請書の受理及び貸与内定通知書等の交付事務が平成25年度に終了することに伴い、事務処理の特例に関する規定を削除しようとするものである。

2 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(抜粋)

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(抜粋)

本則
(連帯保証人)

第7条

1～3 略

4 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは県教育長が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じた場合であって新たに連帯保証人を定めようとするときは、別記第7号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて連帯保証人異動報告書を提出するものとする。

5 県教育長は、奨学生が前項の規定による連帯保証人異動報告書の提出をしないとき(連帯保証人が死亡し、又は県教育長が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときに限る。)は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

(保護者の異動の報告)

第9条 奨学生は、第7条第1項の規定により提出した誓約書において保護者とされた者(この条の規定による異動の報告により保護者とされた者を含む。以下同じ。)を変更しようとするとき又は保護者が死亡し、若しくは県教育長が保護者を不適當であると認めて変更を命じた場合であって新たに保護者を定めようとするときは、別記第9号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて保護者異動報告書を提出するものとする。

本則
(連帯保証人)

第7条

1～3 略

4 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは県教育長が連帯保証人を不適當と認めて変更を命じた場合であって新たに連帯保証人を定めようとするときは、別記第7号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて連帯保証人異動報告書を提出するものとする。

5 県教育長は、奨学生が前項の規定による連帯保証人異動報告書の提出をしないとき(連帯保証人が死亡し、又は県教育長が連帯保証人を不適當と認めて変更を命じたときに限る。)は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

(保護者の異動の報告)

第9条 奨学生は、第7条第1項の規定により提出した誓約書において保護者とされた者(この条の規定による異動の報告により保護者とされた者を含む。以下同じ。)を変更しようとするとき又は保護者が死亡し、若しくは県教育長が保護者を不適當と認めて変更を命じた場合であって新たに保護者を定めようとするときは、別記第9号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて保護者異動報告書を提出するものとする。

(事務処理の特例)

第22条 条例第11条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(委任)
第 22 条 略

(1) 第 3 条第 1 項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の受理
(2) 第 4 条第 1 項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与内定通知書等の交付
(委任)
第 23 条 略